

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	愛知県
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
工場等の名称	愛知県自治センター
工場等の所在地	名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
業種	公務その他
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	官公庁
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年7月26日 ～ 令和6年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	（場所） 愛知県総務局財務部財産管理課内
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-954-6055		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

愛知県は、すべての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減を図るとともに、その取り組みを通じ、持続的な発展が可能な社会を構築して、人と自然が共生することのできるふるさと愛知の実現を目指します。

- 1 愛知県環境基本計画に基づき、環境を保全する事業を推進します。
- 2 環境に負荷を与える事務事業（オフィス事務、一般事業、公共事業）については、資源・エネルギーの使用の抑制、環境に配慮した物品等の購入、廃棄物の排出抑制・資源化の推進を図ります。
- 3 環境法令等を遵守することはもとより、環境汚染の未然防止に努めます。
- 4 職員の環境保全意識を高め、環境に配慮した行動が率先して行うように促します。

「愛知県庁の環境マネジメントシステム」より

(2) 地球温暖化対策の推進体制

愛知県環境マネジメントシステム推進会議において、その基本的な方針等を決定するとともに、計画の実行性を確保するため、愛知県環境マネジメントシステム基本要綱で定める総括環境管理推進員、主任環境管理推進員及び環境管理推進員が、重層的に取り組みを推進します。

愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）より

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,700	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） ②を除く	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,700	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	1,700	t-CO ₂	1,649	t-CO ₂	3.0	%

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスの総排出量を1年間に1%を目標とし、3年間で3%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

[illegible]

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

毎週水曜日を「全庁エコアップ行動デー」とし、全職員に対して環境配慮等に対する意識の向上を促進する。